

THE ANNUAL REPORTS OF ACTIVITIES



京都信用保証協会レポート

2015



理事長 麻生 純

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の事業活動および経営計画等を掲載したディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2015」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、京都府内の経済情勢は、政府の金融・財政政策等による効果もあり景気回復の裾野は広がっていますが、原材料・仕入価格の上昇や人手不足による人件費の上昇などで回復の足取りは重くなっており、中小企業・小規模事業者においては景気回復の実感が十分に行き渡っていない状況にあります。また、当協会の代位弁済は低水準で推移する一方、条件変更先の中小企業は依然として多い状況にあります。地域・業種・業態さらには個別の企業毎にも格差が生じており、こうした厳しい企業が正常な軌道に戻ってはじめて景気回復と言えるのではないかと考えております。

こうしたなか、当協会ではオール京都による事業再生支援や、協会全額負担による外部専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」などの「統合型中小企業支援」に取り組んでおります。また、府内中小企業者数が減少するなかで、外部専門家とともに創業計画の策定支援や創業後のモニタリングを行う「創業バリューアップサポート」を昨年からスタートするなど、従来の枠に捉われず、金融支援と経営支援が一体となった総合支援サービスの提供を積極的に行っているところです。保証協会の役割として、行政・金融機関等と連携した「金融と経営の総合支援」という大きな流れができてきつつあるのではないかと考えております。

中堅・若手・女性職員を中心とする「次の一手プロジェクト」も3年目を迎え、中小企業支援の「次の一手」を生み出すため日々奮闘しているところであります。今後もこの取組みを推進し、新たな中小企業支援施策を模索しつつ、未来を切り開くことのできる人材の育成に力を入れてまいります。

これからも中小企業・小規模事業者に寄り添った伴走支援を行い、ニーズを的確に捉えた質の高い総合支援サービスに努める所存です。引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

CONTENTS

あなたの企業の 一員に

■ 経営理念	1
■ 協会の概要	2
■ 中期事業計画・年度経営計画について	3
■ 平成26年度の主な取組み	6
■ 信用保証の実績	9
■ 平成26年度事業報告	18
■ 広報活動	23
■ 信用補完制度について	26
■ 信用保証の概要	28
■ コンプライアンス態勢	36
■ 役員構成	40
■ 組織機構図	41
■ 本所・支所のご案内	42

経営理念

1. 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2. 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3. 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

表紙／ 京都府では、京都府北部を「海の京都」、京都府中部を「森の京都」、京都府南部を「お茶の京都」と位置づけ、観光や産業の振興、文化の発信などの取組みを進めています。

今年度の表紙は、「海の京都」、「森の京都」、「京都市内」、「お茶の京都」のイメージを、それぞれの代表的な観光地、名産品などで表現しています。

≫ 協会の概要

◆ 概 要

平成27年3月31日現在

名 称	京都信用保証協会		
設 立 認 可	昭和14年8月1日		
根 拠 法 律	信用保証協会法		
役 員 構 成	京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者等		
所 在 地	京都市右京区西院東中水町17番地（京都府中小企業会館内）		
基 本 財 産	476億円		
基 金		76億円	
	（国、役員構成機関からの出捐金および負担金）		
基金準備金		401億円	
利用企業者数	28,277企業		
事 業 規 模	保証承諾額（平成26年度）	12,016件	
		2,200億円	
	保証債務残高	55,761件	
		8,411億円	
役 職 員 数	常勤役員	5名	（非常勤役員16名）
	職 員	151名	

◆ 創立からのあゆみ

昭和14年	4月27日	社団法人京都信用保証協会設立総会開催
昭和14年	8月 1日	社団法人京都信用保証協会設立認可
昭和14年	8月31日	社団法人京都信用保証協会設立登記完了
昭和14年	9月 6日	業務開始
		所在地 京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33 富国会館内
昭和25年	3月25日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町675-2
昭和30年	7月26日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可
昭和30年	7月29日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立転移の登記完了
昭和30年	8月 1日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51
昭和49年	9月 2日	本所事務所移転
		所在地 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内
昭和50年	3月	保証債務残高1,000億円突破
平成 9年	12月	保証債務残高5,000億円突破
平成21年	9月	保証債務残高1兆円突破
平成26年	9月 6日	創立75周年を迎える

》》 中期事業計画・年度経営計画について

◆ 第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

京都信用保証協会は、厳しい経営環境にある地域の中小企業者等の事業維持・発展を最優先にした取組みを進め、保証利用企業への寄り添った伴走支援を強化します。また、関係機関と連携し、オール京都体制で「金融と経営の総合支援サービス」の推進を図って参ります。

コンプライアンス態勢については一層の推進を図り、計画の実現のため風通しの良い職場環境作りと人材育成を進めていきます。

以上を踏まえ、平成27年度から29年度までの3カ年間ににおける業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として積極的に取組んで参ります。

1

企業に寄り添った「金融と経営の総合支援サービス」の推進

- (1) 中小企業者等のライフステージに応じた経営支援の推進
- (2) 適正保証及び各種保証制度の推進
- (3) 広報活動の充実

2

債権管理の合理化・効率化

- (1) 求償権先の実態に応じた債権管理業務
- (2) 効率的で効果的な債権管理業務

3

コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

4

働きがいのある職場環境作りと人材育成

5

利便性向上を目指した環境整備

◆ 平成27年度経営計画

1. 業務環境

(1) 京都府の景気動向

京都府の景気動向は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられていますが、政府の各種政策効果などを背景に、緩やかに回復しています。

製造業の生産活動は、一般・精密機械で自動車向けや半導体関連が好調なほか、電子部品・デバイスでは、スマートフォン向けが新製品需要や中国における需要拡大を背景に概ねフル稼働となっています。また、自動車についても高操業を維持し、輸出は緩やかに増加していますが、和装関連については低水準の生産が続いています。

また、設備投資は、製造業を中心に能力増強投資や合理化・更新投資等を計画する先がみられており、公共投資と共に前年度を上回って推移しています。一方で、住宅投資は増税前の駆け込み需要の反動がみられます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

政府の金融・財政政策等による効果を背景に景気回復の裾野は広がっていますが、中小企業・小規模事業者においては景気回復の実感が十分に行き渡っていない状況にあります。

また、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動、原材料・仕入価格の上昇や人手不足による人件費の上昇、円安等によるコストアップの価格転嫁など先行きについては厳しい状況が続いています。

2. 業務運営方針

このような状況のなかで、地域に密着した信用保証協会として果たす役割は、府内中小企業者等の事業維持・発展のため、行政機関、金融機関、関係機関等と密接に連携しオール京都体制により、これまで以上に中小企業者等に寄り添った伴走支援を行います。

特に、条件変更を繰り返すなど厳しい環境にある企業に対して協会自らが訪問し、経営者と直接面談により業況を把握し、様々な支援メニューを駆使しながら、さらなる経営支援の強化に努めます。また、企業のニーズに合った中小企業診断士等の専門家を派遣し、経営改善のサポートを行う「京都バリューアップサポート」や認定支援機関を活用した国の経営改善計画策定支援事業等を推進するために、コーディネーター役を十分発揮し、関係機関とのネットワークを活用した取組みをさらに強化します。

これらを踏まえ、企業のライフステージに応じた創業支援・経営支援・再生支援を行うなど、質の高い「金融と経営の総合支援サービス」を提供し企業の事業維持・発展を力強く後押しします。

また、債権管理については、引続き効率的・効果的な取組みに努めます。

コンプライアンス及び危機管理態勢については一層の強化を図り、より信頼される保証協会を目指すとともに、風通しの良い職場環境作りと人材育成を進めます。

平成27年度は次の事項を主要項目として取り組んで参ります。

(1) 金融と経営の総合支援サービスの推進

- ①行政機関、金融機関、関係機関等との連携を図り、創業者に寄り添った創業支援を強化します。
- ②条件変更先等訪問プロジェクトを創設して、経営内容の厳しい企業を直接訪問し、経営改善に向けたサポートを行います。
- ③中小企業診断士等と連携した専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」を活用した経営支援を推進します。
- ④保証後の継続的なフォローアップ、積極的な再生支援等の取組みにより中小企業者等の経営改善を支援します。
- ⑤京都府、京都市協調融資制度を保証推進の柱とし、政策保証や金融機関との提携保証の推進を図ります。

(2) 債権管理の合理化・効率化

- ①代位弁済後、求償権先の実態把握に努め、回収可能性を早期に見極めるなど、状況に応じた債権管理を行います。
- ②管理事務停止や求償権整理を推進するなど、効率かつ効果的な債権管理に努めます。
- ③事業継続及び再生が見込める求償権先について再生支援を推進します。

(3) コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

- ①公的機関として健全で透明性の高い業務を行うために、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。
- ②公平・平等・公正な審査を徹底し、反社会的勢力等の案件については、関係機関と緊密な連携を図り徹底排除します。
- ③内部統制システムの充実・強化を図り、適正な業務運営を確保します。

3. 保証承諾等の見通し

平成27年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	2,100億円	77.8%
保証債務残高	7,850億円	92.4%
代位弁済	220億円	88.0%
回収	38億円	90.5%

≫ 平成26年度の主な取組み

◆ 創業支援の取組み

行政機関・金融機関・関係機関等との連携を図り、創業支援に積極的に取り組みました。

○「チャレンジ」創業バリューアップサポートの創設

経営の専門的知識やノウハウを必要とする創業予定者や創業後5年未満の方を対象とした制度です。

中小企業診断士等の専門家を派遣し、創業計画の策定支援から創業後のアフターフォローまで創業者に伴走しながら、事業が軌道に乗るようサポートします。



○創業に係る広報物の発行

創業計画の作成や資金調達など、創業時に必要なノウハウを集約したパンフレットを作成しました。また、当協会を利用して実際に創業された方の体験談を紹介したリーフレットも作成し、府内での創業促進に努めています。



平成26年度の創業に係る保証利用は、54件（前年度比200.0%）2億69百万円（同184.7%）と大幅に増加しました。

引き続き今後も、積極的に創業支援に取り組んでまいります。

◆ 再生支援の取組み

業況不振に陥った中小企業者を一社でも多く再生させるため、京都府・京都市協調の中小企業再生支援融資（現 中小企業再生支援資金）の活用等により積極的に再生支援に取り組みました。

○京都再生ネットワーク会議 発足10周年

平成27年1月15日、京都府中小企業会館において平成26年度第2回京都再生ネットワーク会議を開催しました。

平成26年度は「京都再生ネットワーク会議」発足10周年の節目にあたることから、地元金融機関の代表役員や行政機関の幹部との「役員懇談会」を開催し、地域中小企業の支援に対する意見交換において「地域の企業は地域の金融機関が支える」、「三方一両損の精神」というネットワーク会議発足時の共通認識を再確認することができました。



ネットワーク会議



役員懇談会

1. 中小企業再生支援協議会二次対応企業に対する協会関与（平成27年3月末）

（金額単位：百万円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
保証承諾企業数	0	10	14	18	11	17	20	15	17	49	68	51	290
条件変更企業数	0	0	0	0	1	0	1	1	1	15	34	50	103
合計	0	10	14	18	12	17	21	16	18	64	102	101	393
従業員数	0	485	636	1,211	363	979	1,382	645	1,142	1,966	3,948	4,456	17,213
保証件数	0	24	43	55	28	37	64	59	51	129	158	91	739
保証承諾額	0	1,755	3,075	4,479	2,672	3,234	5,640	3,607	3,902	8,850	10,341	4,919	52,475

2. 京都府・京都市協調中小企業再生支援融資制度（平成17年4月創設～平成27年3月末）

（金額単位：百万円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
企業数	93	66	52	59	55	74	64	78	109	86	736
従業員数	4,686	2,095	1,983	1,970	2,453	2,137	1,798	1,503	1,701	1,288	21,614
保証件数	179	139	99	147	178	215	185	236	266	186	1,830
保証承諾額	16,673	11,043	9,541	12,387	16,777	20,311	14,681	16,509	17,629	10,550	146,101

再生支援にかかる平成26年度の保証実績

京都府中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件（二次案件）に対する当協会の保証承諾は、51企業49億19百万円で、引続き全国1位となりました。

中小企業再生支援融資制度による再生の取組みは86企業105億50百万円の保証実績となりました。この結果、再生企業の従業員1,288名の雇用維持が図れ、地域経済に対して大きく貢献することができました。

再生企業に対しては、保証取組み後も金融機関と連携し、モニタリング等のフォローアップを行うことにより、再生計画達成に向けた支援を行ってまいります。

▶▶▶ 平成26年度の主な取組み

◆ 経営支援の取組み

オール京都による統合型中小企業支援モデルのもと、中小企業者等に寄り添った経営支援に取り組んでいます。

○京都バリューアップサポート

経営に悩みを抱える企業に対する無料の専門家派遣事業です。

外部専門家からのアドバイスにより、「新たな気づきがあった」「経営のあり方など参考になった」「アドバイスが分かりやすかった」といった声をいただいています。

京都バリューアップサポートとは？

■ワンデイサポート 一日だけのお手軽コース
ワンデイサポートは1日の専門家派遣です。事前の面談でお伺いした経営の悩みに対して、専門家がピンポイントでアドバイスさせていただきます。相談したいテーマや経営課題が明確な場合、ご多忙でお時間がない場合などに適しています。
※2時間程度を予定しています。

■フルサポート 深掘り・報告会コース
フルサポートは最大5回までの専門家派遣です。初回は専門家と当協会職員がお伺いし、2回目以降は専門家が深掘りしながらアドバイスをおこないます。最終回は、専門家から中小企業様への報告会とし取引金融機関もご参加いただき、提案内容を共有します。
※毎回2時間程度、初回と報告会は1時間程度を予定しています。

■プラスサポート アフターフォローコース
ワンデイサポート・フルサポートのアフターフォローです。ワンデイサポート・フルサポートを受けていただきました中小企業様に対して、実施半年後に、再度専門家が貴社を訪問します。従来のお悩みの追加相談や新たなお悩みに対してアフターフォローを実施させていただきます。
なお、プラスサポートは原則3回程度です。

■専門家派遣の流れ

企業訪問 → 申し込み → 専門家決定 → 日程調整 → 専門家派遣 → フォローアップ

当協会が貴社の事務所を訪問し、経営の悩みを直接お伺いします。その上で、「京都バリューアップサポート」を希望される場合は、「申込書」と「個人情報同意書」をご提出させていただきます。

貴社の経営の悩みに応じて、当協会が専門家を決定します。そして専門家と事前打ち合わせの上、派遣日程を調整します。なお、専門家と当協会の間で守秘義務契約を締結していますのでご安心ください。

派遣初回は専門家派遣とともに当協会の職員も貴社の事務所へ同行します。フルサポートの場合、2回目以降は専門家が訪問します。専門家による中小企業様への報告会ではお取引のある金融機関にもご参加いただいています。

プラスサポートによるアフターフォローを実施しています。また、派遣終了後も当協会がしっかりと貴社をサポートしていきます。なお、当協会にも中小企業診断士や経営アドバイザーがおりますのでご相談ください。

【派遣メニュー別完了実績】

メニュー	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
フルサポート	34	78	41	153
ワンデイサポート	25	25	11	61
プラスサポート		3	19	22
合計	59	106	71	236

○経営改善計画策定サポート（費用補助）

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善計画を策定された中小企業者を対象に、計画策定費用の1/6（最大20万円）を補助しています。

平成26年度は151企業に対して費用補助を行いました。

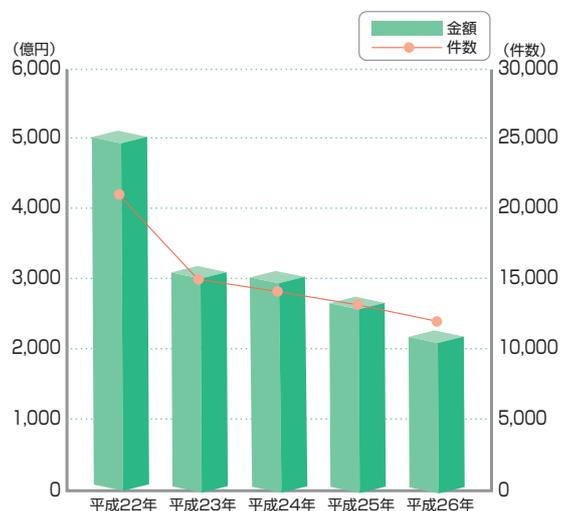
信用保証の実績

最近5年間の保証状況

保証承諾

(単位：百万円・%)

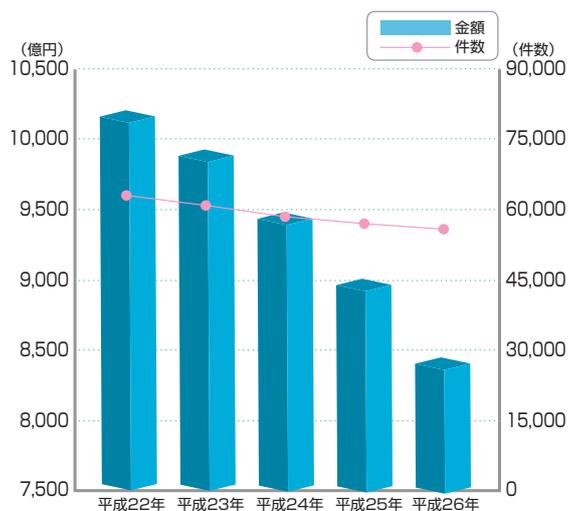
年度	件数	金額	前年度比
			(%)
22	21,017	508,059	96.4
23	14,976	312,924	61.6
24	14,113	305,724	97.7
25	13,182	268,586	87.9
26	12,016	220,030	81.9



保証債務残高

(単位：百万円・%)

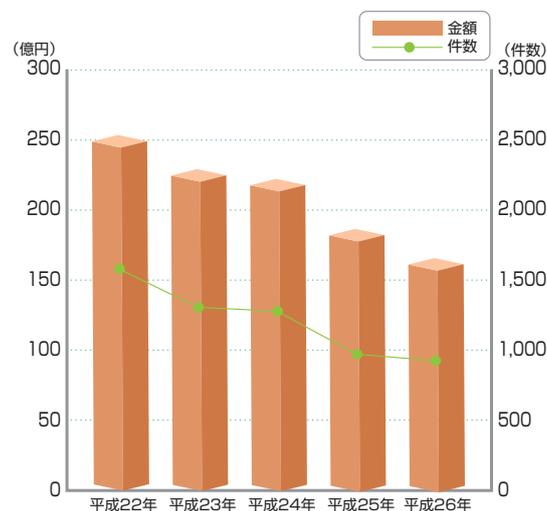
年度	件数	金額	前年度比
			(%)
22	62,963	1,020,401	99.8
23	60,821	991,976	97.2
24	58,420	946,249	95.4
25	56,940	898,056	94.9
26	55,761	841,067	93.7



代位弁済

(単位：百万円・%)

年度	件数	金額	前年度比
			(%)
22	1,575	25,078	97.3
23	1,302	22,617	90.2
24	1,274	21,918	96.9
25	968	18,307	83.5
26	922	16,204	88.5



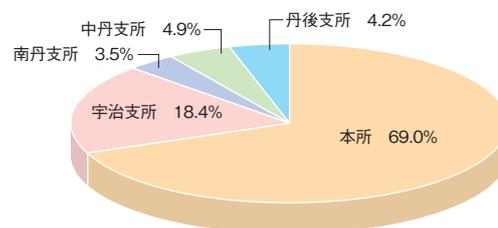
◆ 平成26年度 本支所別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本 所	7,757	151,714	80.1
宇 治 支 所	2,443	40,539	89.0
南 丹 支 所	538	7,797	77.0
中 丹 支 所	675	10,820	86.1
丹 後 支 所	603	9,160	83.3
合 計	12,016	220,030	81.9

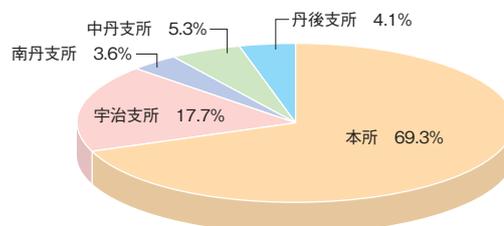
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

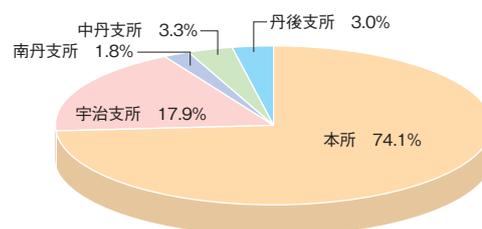
区分	件数	金額	前年度比
本 所	36,795	583,247	93.3
宇 治 支 所	10,156	149,231	94.7
南 丹 支 所	2,351	29,988	93.1
中 丹 支 所	3,394	44,496	94.7
丹 後 支 所	3,065	34,105	94.5
合 計	55,761	841,067	93.7



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本 所	674	12,010	91.9
宇 治 支 所	152	2,900	91.9
南 丹 支 所	23	286	45.2
中 丹 支 所	42	529	67.6
丹 後 支 所	31	479	72.2
合 計	922	16,204	88.5



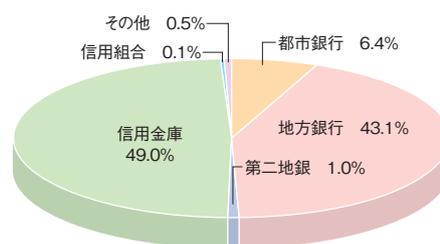
◆ 平成26年度 金融機関群別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	493	14,068	90.3
地方銀行	4,738	94,876	89.6
第二地銀	115	2,105	69.5
信用金庫	6,582	107,715	75.4
信用組合	21	204	247.2
その他	67	1,062	100.1
合計	12,016	220,030	81.9

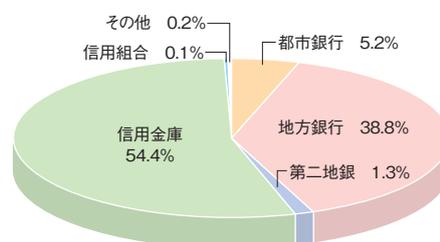
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

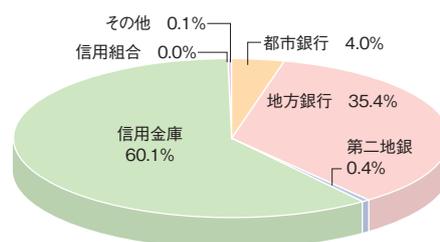
区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	2,115	44,034	94.5
地方銀行	20,641	326,498	93.3
第二地銀	711	10,531	89.6
信用金庫	31,958	457,254	93.9
信用組合	111	700	94.0
その他	225	2,050	105.4
合計	55,761	841,067	93.7



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	43	652	122.1
地方銀行	326	5,729	102.4
第二地銀	7	73	20.2
信用金庫	541	9,732	84.0
信用組合	2	3	1.4
その他	3	15	61.9
合計	922	16,204	88.5



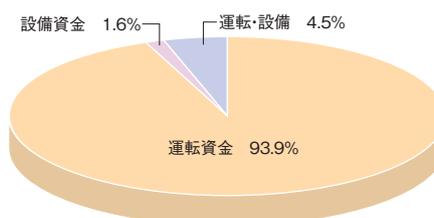
◆ 平成26年度 資金使途別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	10,888	206,532	81.4
設 備 資 金	464	3,558	84.8
運 転 ・ 設 備	664	9,940	94.0
合 計	12,016	220,030	81.9

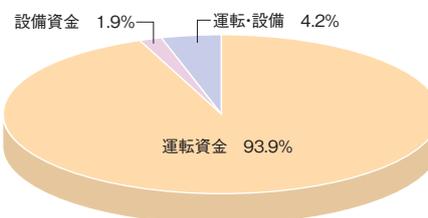
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

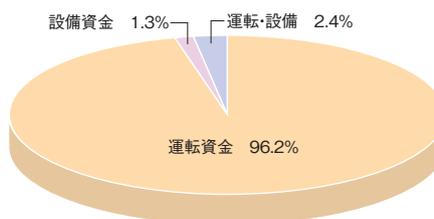
区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	50,236	789,565	93.5
設 備 資 金	2,510	16,354	91.6
運 転 ・ 設 備	3,015	35,148	97.6
合 計	55,761	841,067	93.7



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	859	15,596	88.9
設 備 資 金	22	217	83.7
運 転 ・ 設 備	41	391	77.0
合 計	922	16,204	88.5



◆ 平成26年度 制度別

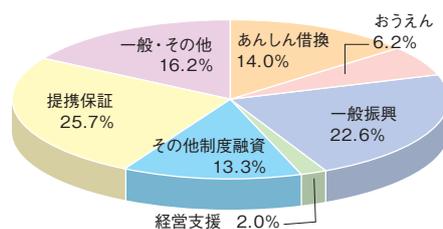
保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換	977	30,712	37.6
おうえん	2,815	13,674	104.8
一般振興	2,410	49,756	118.1
経営支援	228	4,487	176.1
その他制度融資	1,853	29,314	91.9
提携保証	2,088	56,502	95.5
一般・その他	1,645	35,584	93.5
合計	12,016	220,030	81.9

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計

構成比(金額)

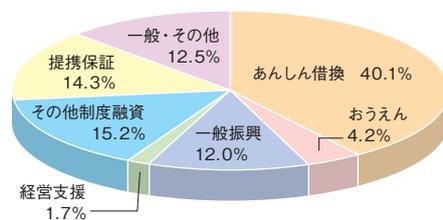


保証債務残高

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換	20,371	337,508	84.3
おうえん	10,174	35,393	102.2
一般振興	5,996	101,011	113.0
経営支援	925	14,053	89.4
その他制度融資	5,608	127,942	100.7
提携保証	6,406	120,392	103.2
一般・その他	6,281	104,768	91.9
合計	55,761	841,067	93.7

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計

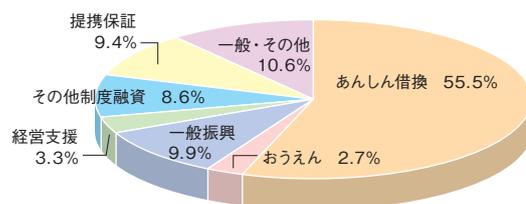


代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換	384	8,991	93.6
おうえん	120	441	68.2
一般振興	96	1,598	80.5
経営支援	32	533	106.3
その他制度融資	66	1,398	79.3
提携保証	82	1,525	135.6
一般・その他	142	1,719	64.1
合計	922	16,204	88.5

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計



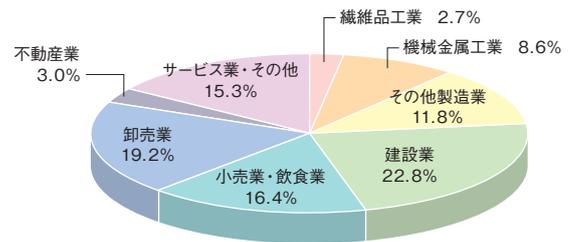
◆ 平成26年度 業種別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	347	5,974	68.9
機械金属工業	756	19,023	74.2
その他製造業	1,278	26,015	73.3
建設業	2,941	50,237	89.4
小売業・飲食業	2,398	36,164	85.1
卸売業	1,849	42,317	82.9
不動産業	491	6,682	91.1
サービス業・その他	1,956	33,618	80.5
合計	12,016	220,030	81.9

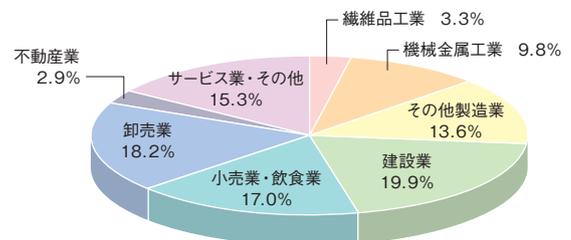
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

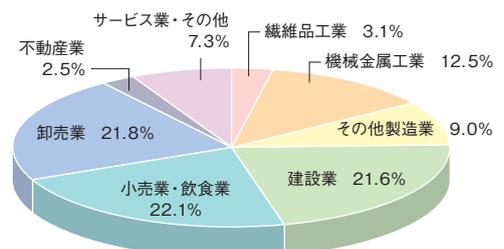
区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	2,057	27,558	89.6
機械金属工業	4,031	82,443	91.5
その他製造業	6,247	114,037	94.8
建設業	12,189	167,756	94.7
小売業・飲食業	11,737	143,024	93.4
卸売業	7,952	153,107	92.7
不動産業	2,215	24,058	92.0
サービス業・その他	9,333	129,085	95.3
合計	55,761	841,067	93.7



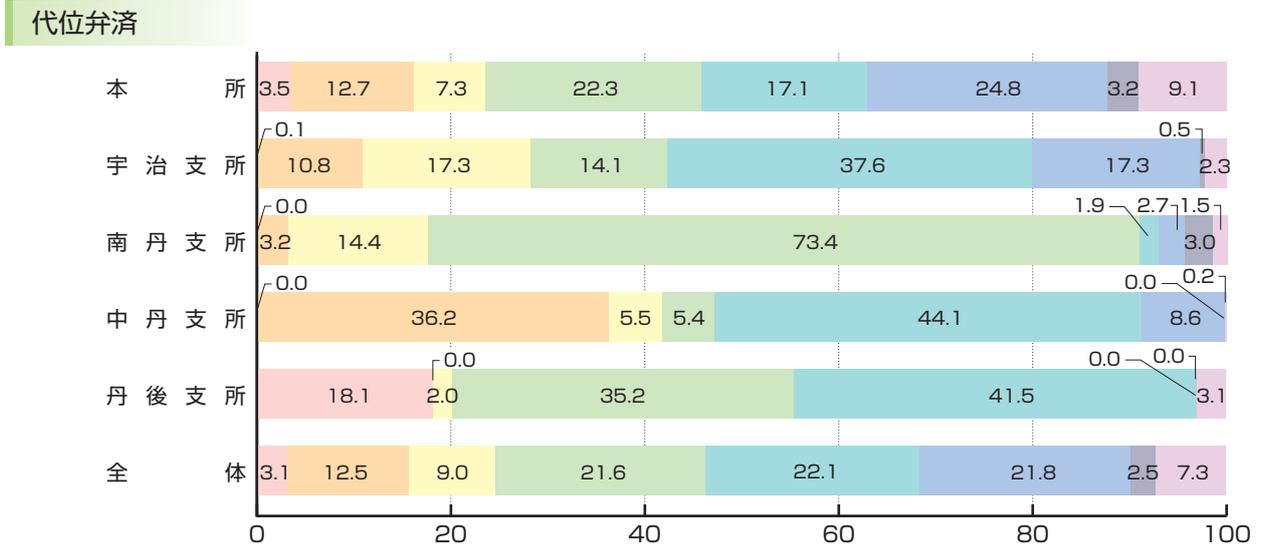
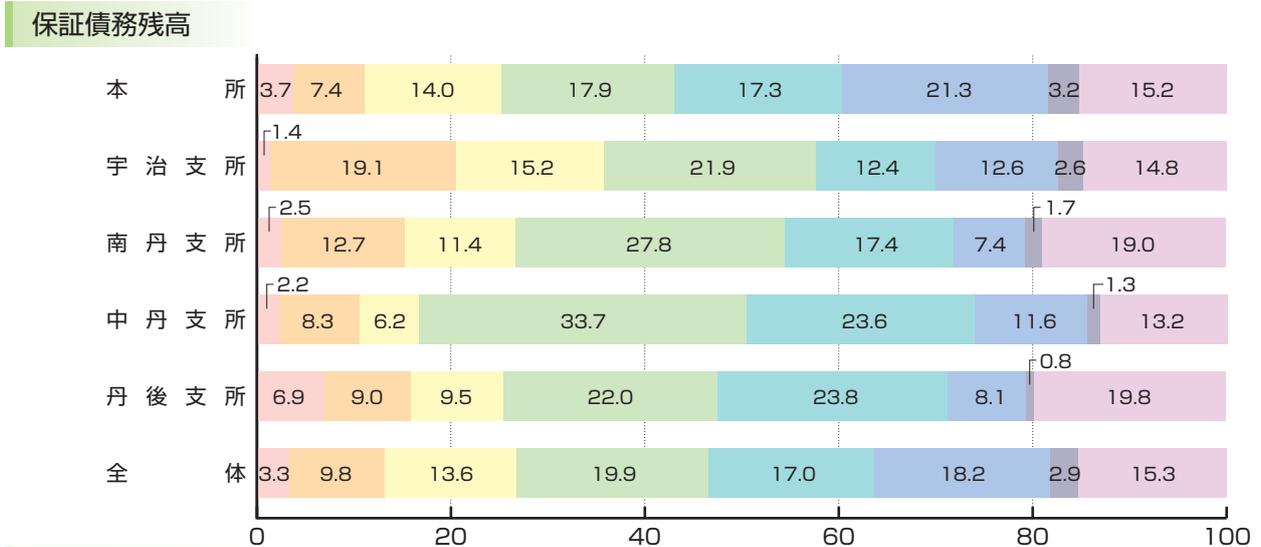
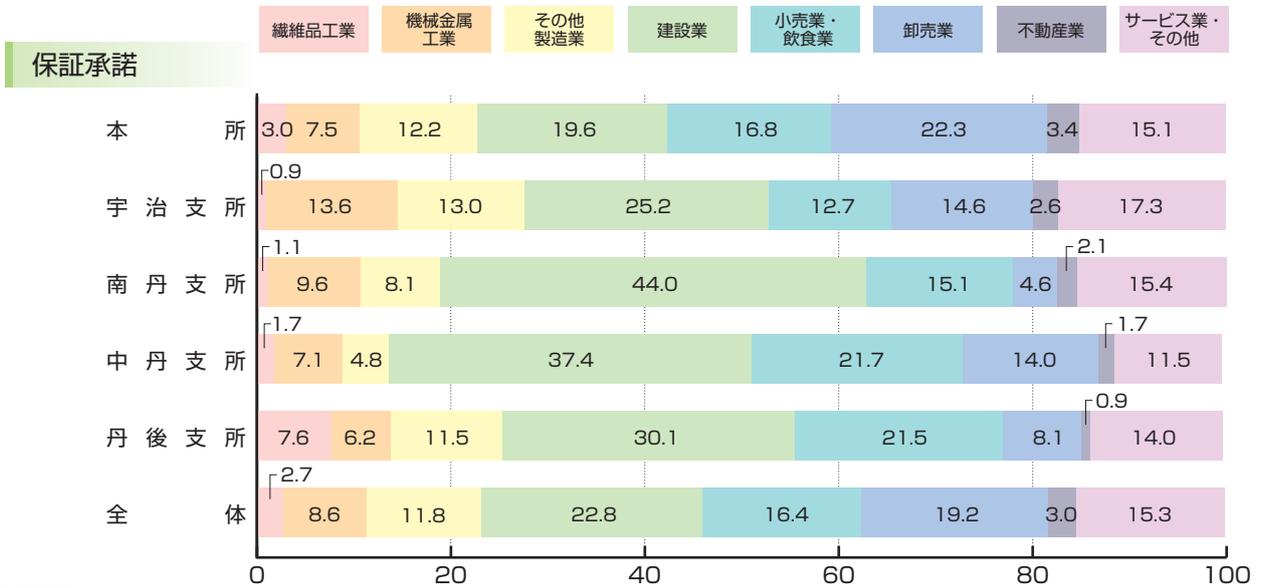
代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	42	506	95.9
機械金属工業	79	2,032	78.3
その他製造業	82	1,451	95.9
建設業	179	3,499	86.1
小売業・飲食業	225	3,584	121.5
卸売業	185	3,538	90.3
不動産業	34	408	407.4
サービス業・その他	96	1,185	44.9
合計	922	16,204	88.5



◆ 本支所別の業種構成比（金額）



◆ 創立以来の事業概況

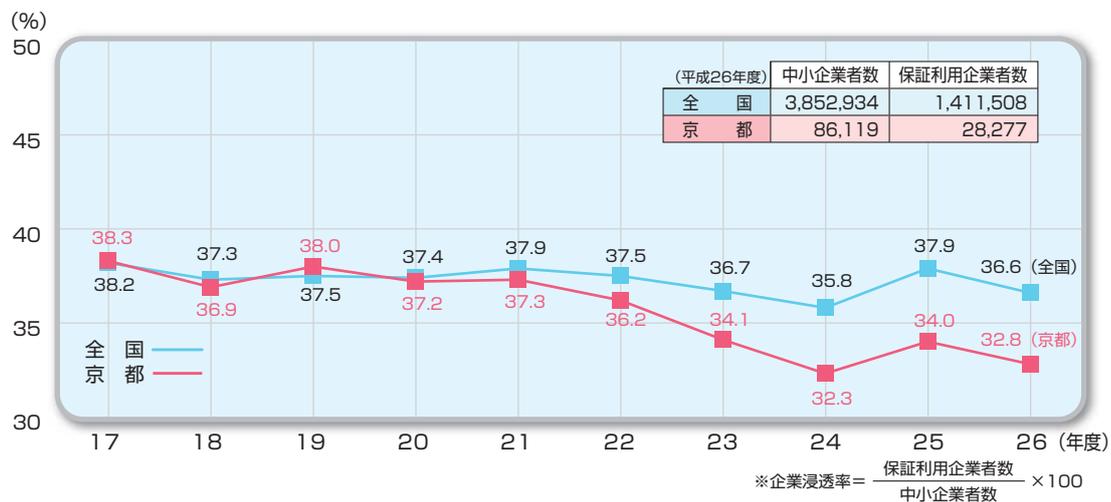
(単位:百万円)

年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		求償権回収		求償権残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
14~63	550,278	2,396,693	43,298	290,905	34,684	99,073	19,101	55,128	1,690	2,112
平成元	17,099	194,552	40,754	298,060	520	2,048	967	6,908	729	502
2	18,132	239,049	40,919	346,298	289	1,084	964	4,912	384	312
3	19,574	221,331	42,534	367,478	467	4,069	717	2,945	262	653
4	21,945	240,716	45,900	389,933	936	10,843	660	3,040	544	2,371
5	23,505	237,078	51,328	423,054	991	9,409	663	3,284	789	3,758
6	23,278	246,410	56,431	434,420	1,064	7,731	650	4,370	655	2,425
7	24,300	262,594	60,562	450,862	1,217	8,147	679	5,134	290	1,423
8	27,010	281,838	66,001	476,977	1,184	8,280	729	4,794	286	1,484
9	29,355	310,796	70,937	512,654	1,549	10,329	636	5,401	529	2,101
10	43,801	596,054	87,123	802,281	1,795	12,592	838	6,469	514	2,771
11	31,790	454,906	93,180	880,312	2,261	19,800	828	7,777	704	4,869
12	30,614	490,554	92,655	869,743	3,236	28,291	794	9,958	1,059	8,298
13	26,358	341,985	92,300	827,226	3,687	32,059	979	11,840	1,350	7,289
14	27,545	413,895	87,673	779,430	3,480	28,752	872	10,662	1,396	6,847
15	32,377	488,847	79,023	792,148	2,614	19,327	882	10,718	859	5,944
16	29,549	420,772	80,085	830,231	2,089	15,296	724	8,056	667	4,502
17	24,711	394,836	77,207	834,778	1,763	15,438	616	7,456	663	4,887
18	22,291	352,144	75,531	821,057	1,759	16,125	530	6,168	735	5,395
19	22,889	364,511	74,644	820,502	1,756	18,199	556	5,826	820	5,812
20	30,515	663,866	67,187	955,345	2,151	25,137	491	4,779	1,063	8,238
21	24,796	527,089	65,374	1,022,255	1,771	25,782	441	4,755	790	6,678
22	21,017	508,059	62,963	1,020,401	1,575	25,078	385	4,990	396	5,435
23	14,976	312,924	60,821	991,976	1,302	22,617	394	4,748	331	6,169
24	14,113	305,724	58,420	946,249	1,274	21,918	277	4,305	924	7,870
25	13,182	268,586	56,940	898,056	968	18,307	325	4,694	600	5,178
26	12,016	220,030	55,761	841,067	922	16,204	293	3,873	536	4,770
累計	1,177,016	11,755,841	—	—	77,304	521,933	35,991	212,992	—	—

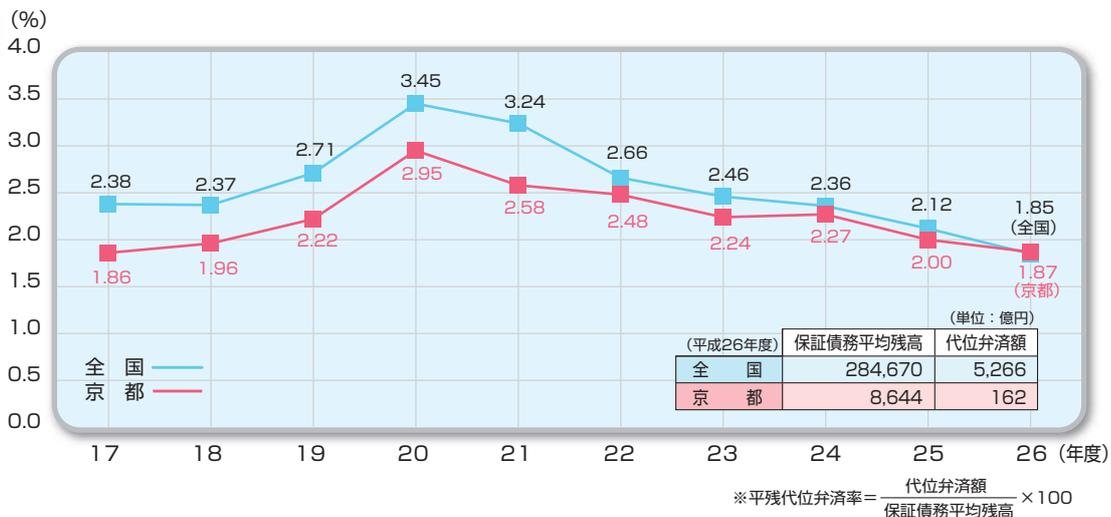
※求償権回収は元金の完済件数と実際回収額(元金)、求償権残高は帳簿残高

◆ 浸透率・代位弁済率・回収率

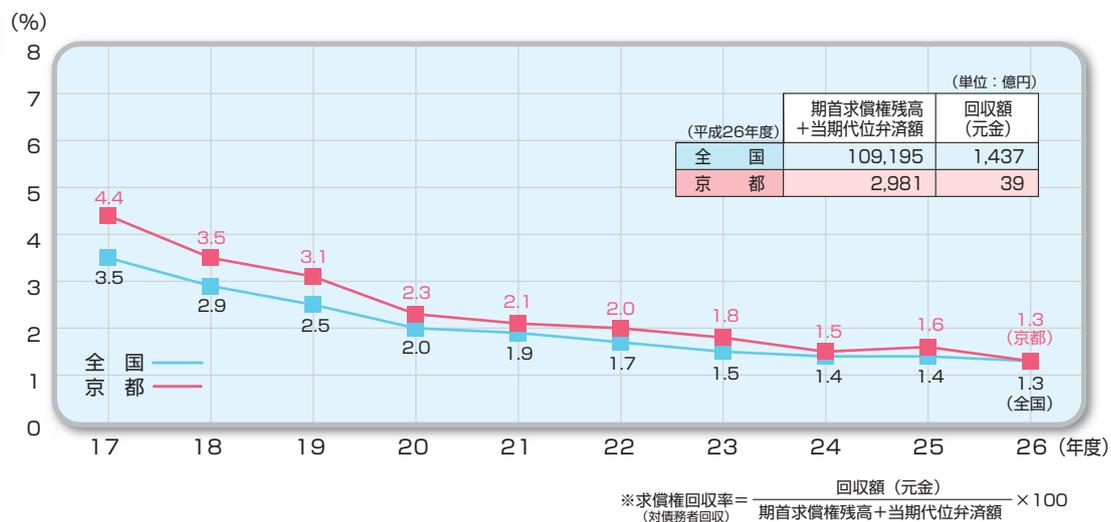
企業浸透率 (%)



平残代位弁済率 (%)



求償権回収率 (%)



▶▶▶ 平成26年度事業報告

◆ 貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	81,915	基本財産	47,643,799,396
預け金	41,330,127,980	基金	7,589,367,634
有価証券	62,160,630,000	基金準備金	40,054,431,762
動産・不動産	677,895,026	制度改革促進基金	0
保証債務見返	841,067,138,323	収支差額変動準備金	23,821,000,000
求償権	4,770,283,366	責任準備金	5,102,204,030
雑勘定	2,114,700,446	求償権償却準備金	1,115,094,290
未収利息	70,111,729	退職給与引当金	1,148,367,000
未経過保険料	2,040,534,809	損失補償金	0
その他	4,053,908	保証債務	841,067,138,323
		求償権補てん金	0
		借入金	0
		長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	32,223,254,017
		仮受金	89,963,519
		保険納付金	461,046,852
		損失補償納付金	37,286,140
		未経過保証料	31,595,451,665
		未払保険料	5,928,711
		未払費用	33,577,130
合 計	952,120,857,056	合 計	952,120,857,056

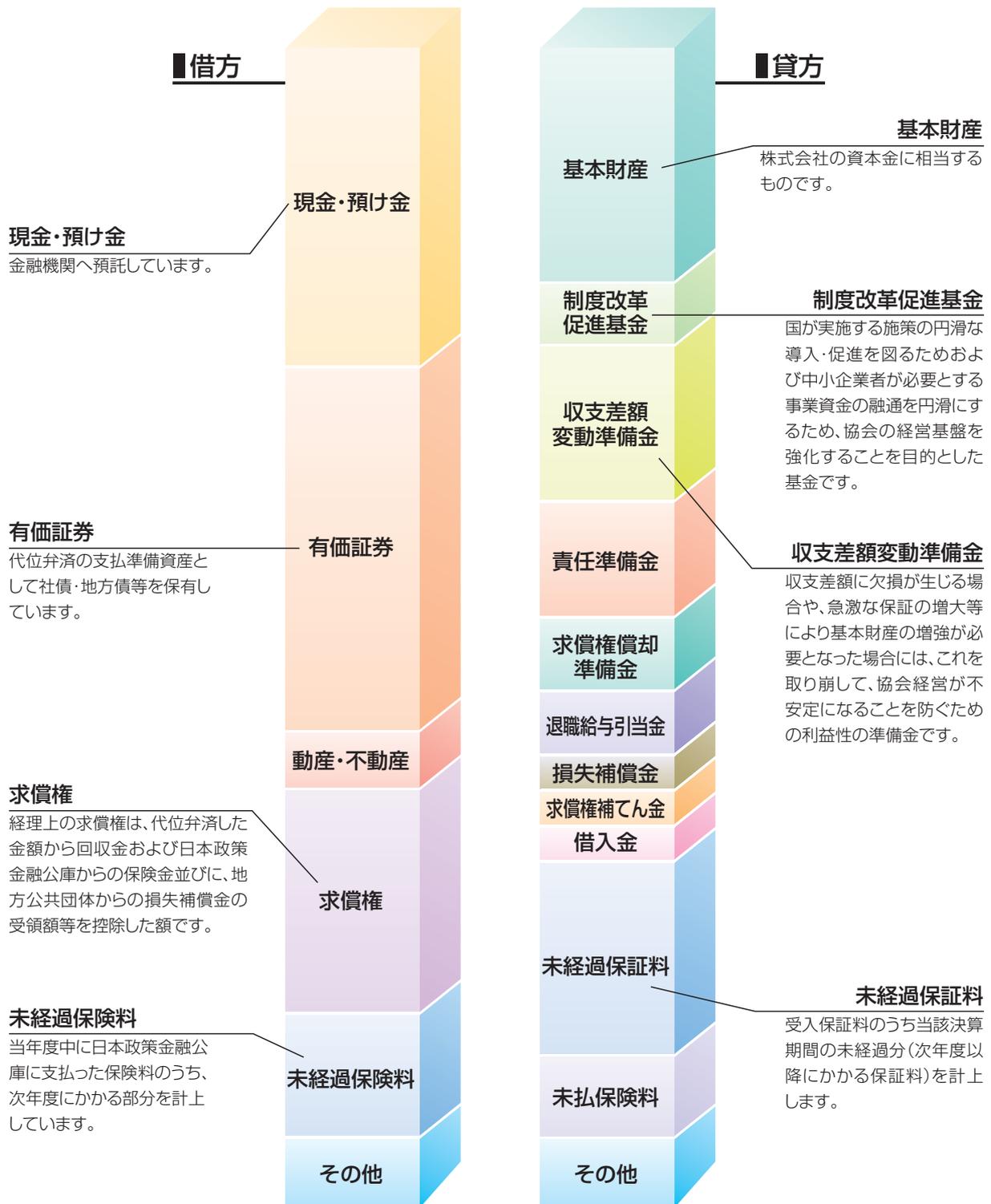
◆ 財産目録

平成27年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	81,915	責任準備金	5,102,204,030
預け金	41,330,127,980	求償権償却準備金	1,115,094,290
有価証券	62,160,630,000	退職給与引当金	1,148,367,000
動産・不動産	677,895,026	損失補償金	0
保証債務見返	841,067,138,323	保証債務	841,067,138,323
求償権	4,770,283,366	求償権補てん金	0
雑勘定	2,114,700,446	借入金	0
		雑勘定	32,223,254,017
合 計	952,120,857,056	合 計	880,656,057,660
		正味財産	71,464,799,396

◆ 用語解説



※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いてあります。

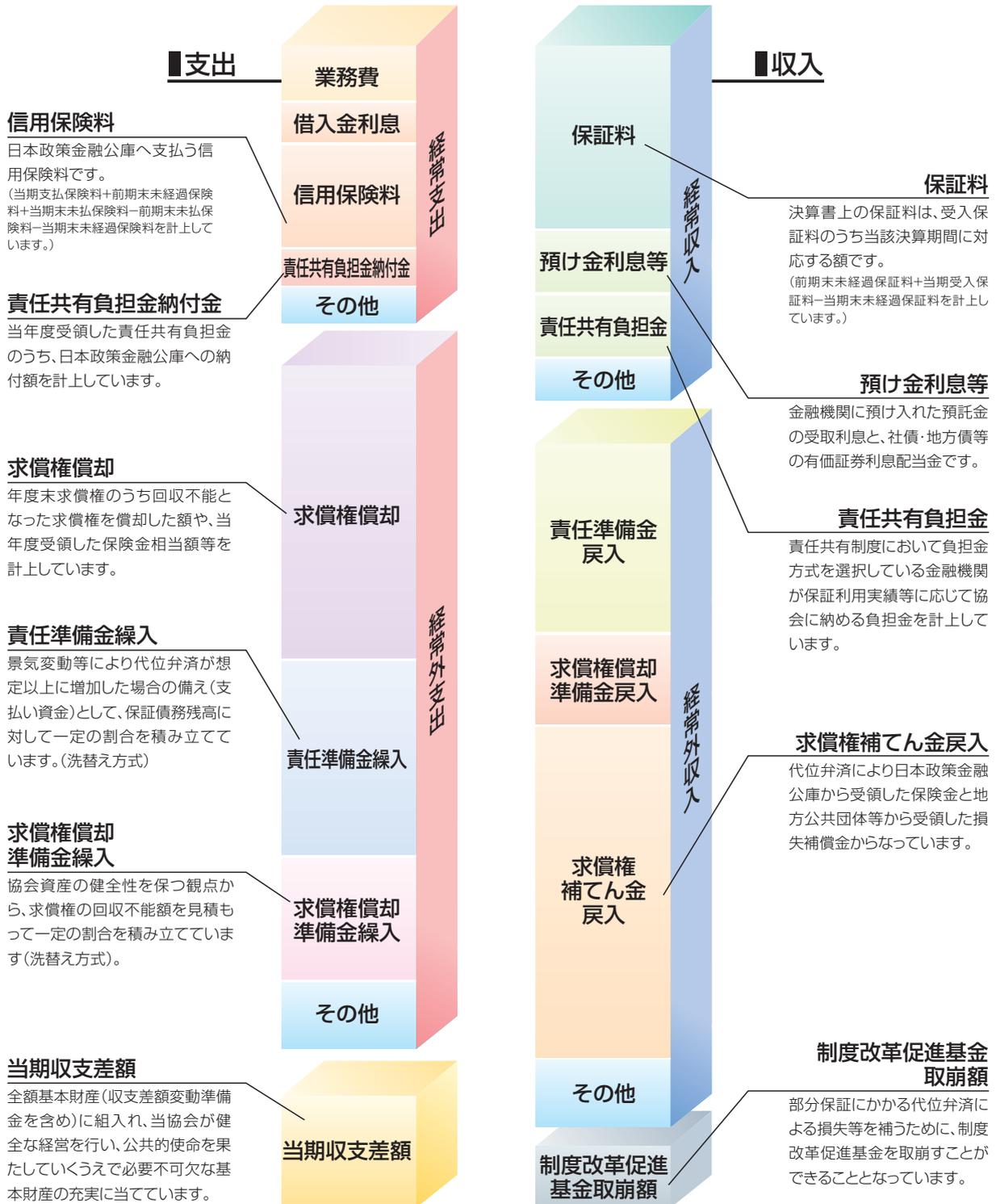
◆ 収支計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	6,670,949,938	経常収入	11,157,622,663
業務費	1,994,280,839	保証料	9,050,679,021
借入金利息	0	預け金利息	42,051,047
信用保険料	4,256,070,683	有価証券利息配当金	742,126,859
責任共有負担金納付金	417,049,995	延滞保証料	9,027,443
雑支出	3,548,421	損害金	85,555,616
		責任共有負担金	1,162,504,000
		雑収入	65,678,677
経常収支差額	4,486,672,725		
経常外支出	22,096,368,795	経常外収入	21,616,622,339
求償権償却	15,840,858,421	償却求償権回収金	509,303,744
雑勘定償却	36,692,054	責任準備金戻入	5,451,203,403
責任準備金繰入	5,102,204,030	求償権償却準備金戻入	1,435,459,084
求償権償却準備金繰入	1,115,094,290	求償権補てん金戻入	14,220,656,108
その他支出 他	1,520,000	保険金	12,422,414,542
		損失補償補てん金	1,798,241,566
		その他収入	0
経常外収支差額	-479,746,456		
制度改革促進基金取崩額	81,927,000		
収支差額変動準備金取崩額	0		
当期収支差額	4,088,853,269		
収支差額変動準備金繰入額	1,363,000,000		
基本財産繰入額	2,725,853,269		

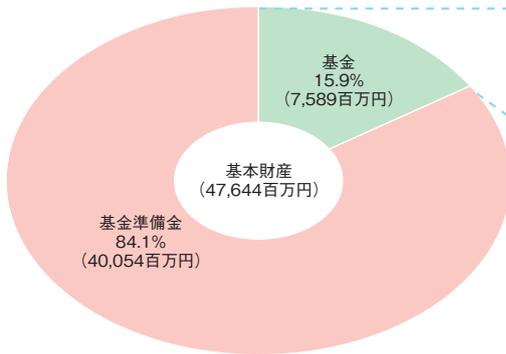
◆ 用語解説



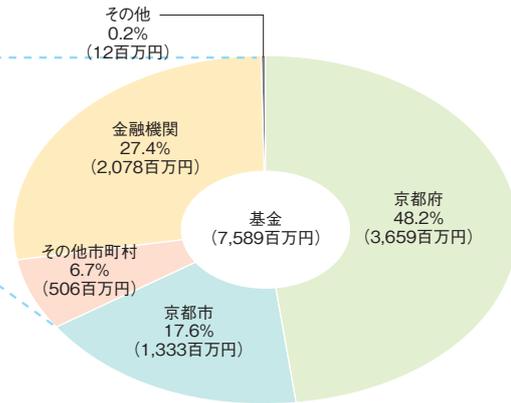
◆ 基本財産の状況

基本財産の現状

(平成27年3月末現在)

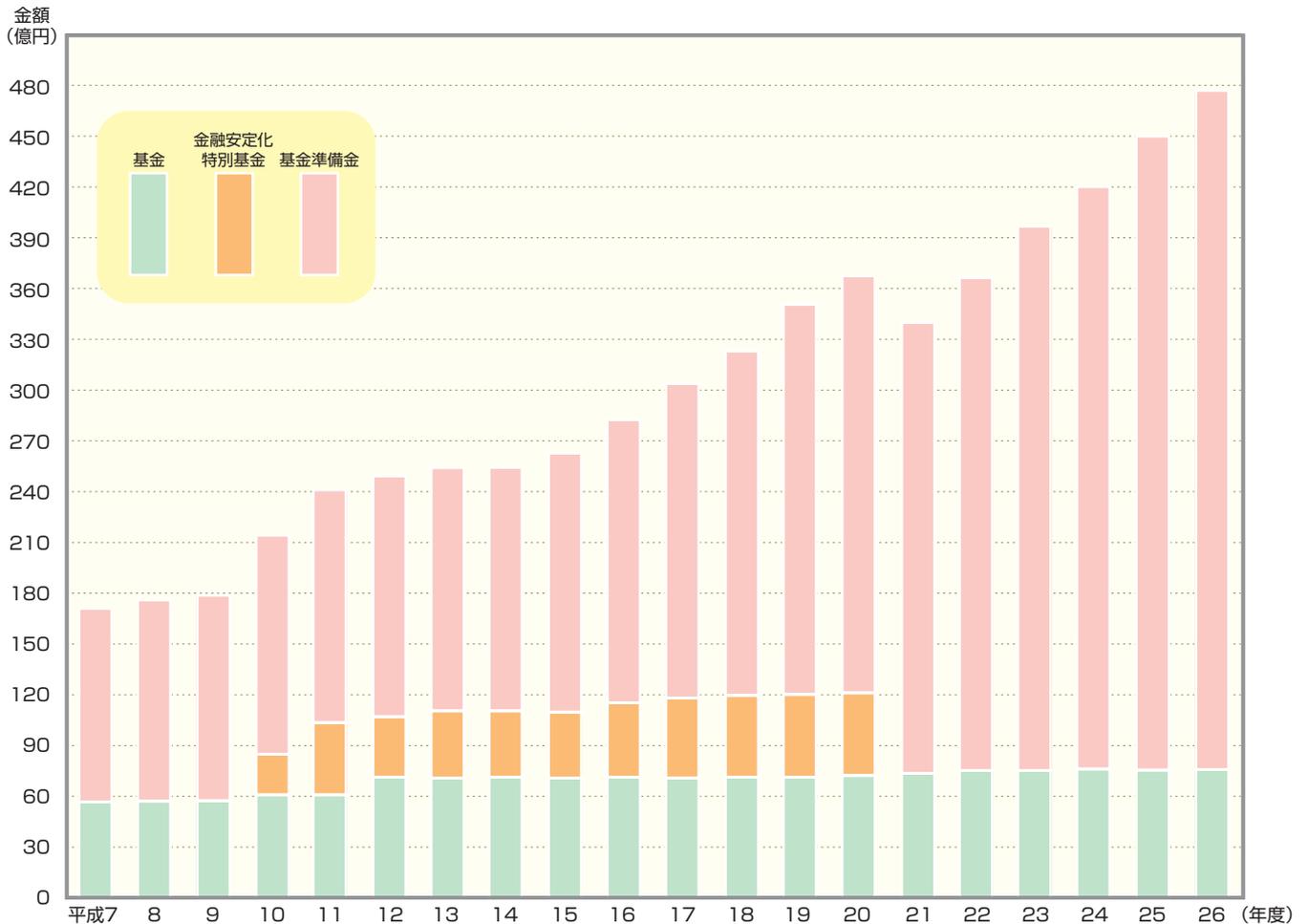


基金の内訳



(注) 1. 基金準備金は協会の収支差額(収支差額変動準備金を控除後)の累積額。
2. 京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。

基本財産の推移



≫≫ 広報活動

当協会では、皆様により一層ご利用していただくために、顔の見える信用保証協会を目指して、広報活動の充実に努めています。

ホームページによる情報発信

ホームページを大幅にリニューアルしました。

見やすいページ構成に見直したほか、各種経営支援の取組みを紹介する「経営支援サービス」のページや、書式のダウンロードなどができる金融機関専用ページを新設しています。

今後もスピーディで的確な情報を発信していきますので、ぜひご活用ください。

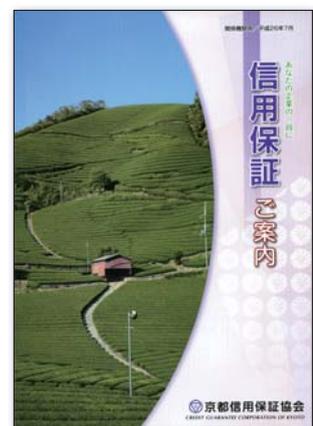


<http://www.kyosinpo.or.jp/>

各種広報物の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」、四半期毎に「保証季報」を発行し、府および市町村、商工会・商工会議所等に配布しています。

また、中小企業の皆様向けのリーフレット、関係機関の皆様向けに各種制度概要や保証申込手続等をまとめた「信用保証ご案内」を年1回発行しています。



ビジネスフェアへの出展

平成26年10月15～16日に「中信ビジネスフェア2014（主催：京都中央信用金庫、中信サクセスクラブ）」、平成27年2月18～19日に「京都ビジネス交流フェア2015（主催：京都府、公益財団法人京都産業21）」がそれぞれ京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）で開催され、当協会も出展しました。

各ビジネスフェアでは、デジタルサイネージや各種リーフレット等により、信用保証のしくみや当協会の経営支援等についてご案内しました。



中信ビジネスフェア2014

大学での講義を行いました



平成26年6月5日、京都産業大学の「経済人特別講義」で講義を行いました。「中小企業金融における信用保証の役割」をテーマに、信用保証協会の業務内容、信用補完制度のしくみから再生支援・経営支援の取組みまで幅広く説明を行いました。

海外視察研修員を受け入れました

平成26年10月28日、公益財団法人太平洋人材交流センターが行う海外視察研修員の受入れを行いました。海外視察研修員の受入れは、平成15年以降続いており、今回で12回目となります。

今回は、南米や東南アジアなど10か国14名の研修員が来協され、信用補完制度について熱心に学ばれました。



信用補完制度について

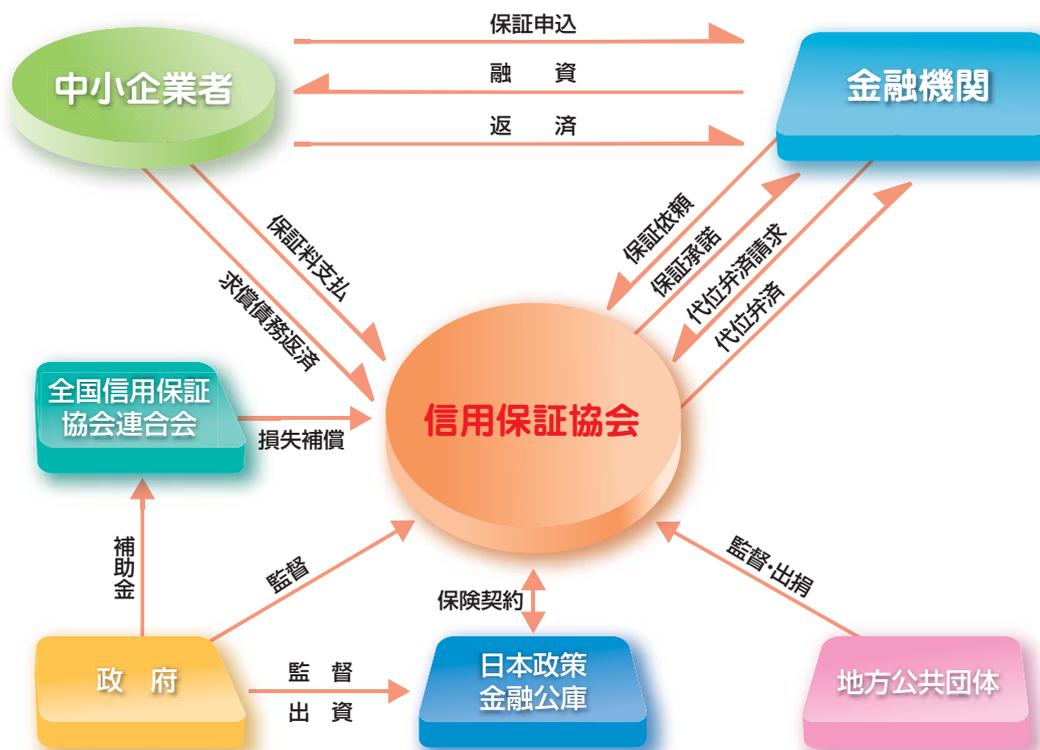
信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき設立された特殊法人です。中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融の相談等に応じています。

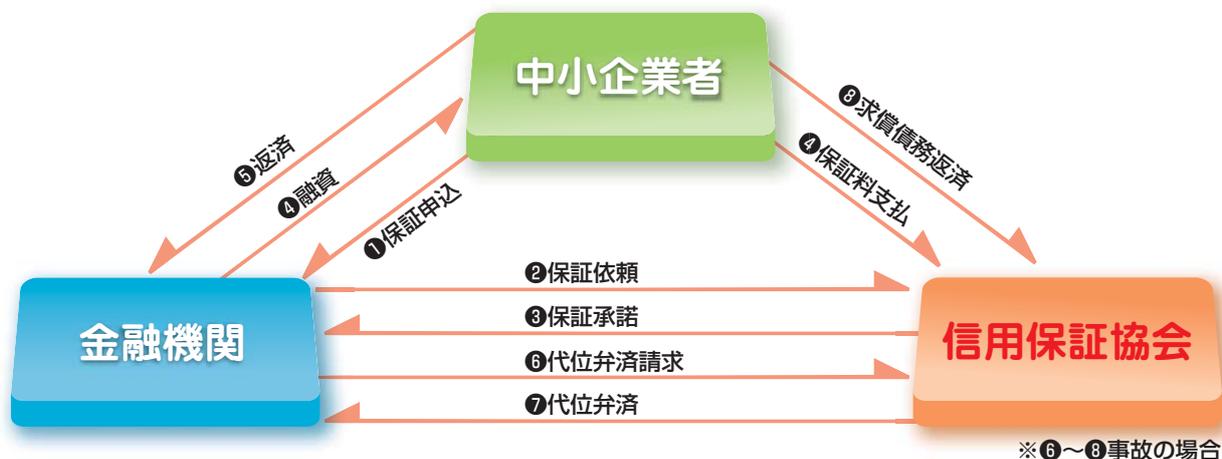
現在、信用保証協会は各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国をあわせて51協会が設けられています。

信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会、日本政策金融公庫の二者から成り立つ信用保険制度の総称です。



① 信用保証制度のしくみ



- ①～② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

② 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証の概要

◆ 保証対象となる方

○所在地

京都府内において事業を行っている中小企業者で、次の方が対象となります。

- ・ 個人の場合は、住居または事業所のいずれかが府内にあるもの
- ・ 法人の場合は、府内に本店または事業所を有するもの

○企業規模

資本金または常時使用する従業員のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。

業種	資本金	従業員数
製造業等(運送業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

ただし、次の方は、対象から除かれています。

- ① 農業(園芸サービス業を除く。)、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く。)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く。)、その他信用保証協会において不相当と認められる業種を営む方
- ② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
- ④ 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない方
- ⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方
- ⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方
- ⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方
- ⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
- ⑨ ③～⑧の方が代表者となっている法人
- ⑩ ③～⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

◆ 保証限度額

個人・法人	2億8,000万円(無担保保証8,000万円含む)
組 合	4億8,000万円(無担保保証8,000万円含む)

国の施策による特別の資金を対象とした保証(特別保証)では、上表とは別に制度ごとの限度額が定められています。

◆ 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- (1) 生活資金、投機資金
- (2) 転貸資金（組合転貸資金を除く。）
- (3) 金融機関から直接借入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（協会が認めた場合を除く。）

◆ 保証期間

運転資金 **5年**

設備資金 **7年**

- 運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。
- 設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。

注）地方公共団体および金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

◆ 連帯保証人

平成18年4月より原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

次のような方は連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・ 実質的な経営権を有している方
- ・ 営業許可名義人
- ・ 同一事業に従事する配偶者
- ・ 事業承継予定者 等

組合の場合は原則として代表理事のみ連帯保証人としませんが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員を連帯保証人とします。

◆ 担 保

必要に応じて担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券および流動資産（売掛債権・棚卸資産）です。

〈不動産担保として好ましくないもの〉

- ・ 市街化調整区域内の不動産
- ・ 農地、山林
- ・ 遠隔地（ただし、近畿一府四県、三重県および福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものは除く。）
- ・ 換価・評価困難なもの（進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、崖および傾斜地等。）

◆ 責任共有制度

責任共有制度について

平成19年10月、保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』が導入されました。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高（X期）} \times \frac{\text{代位弁済額（Y期）} - \text{不動産担保回収に関する額（Y期）}}{\text{保証債務平均残高（Y期）}} \times 20\%$$

※1：X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限り。

※2：Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限り。

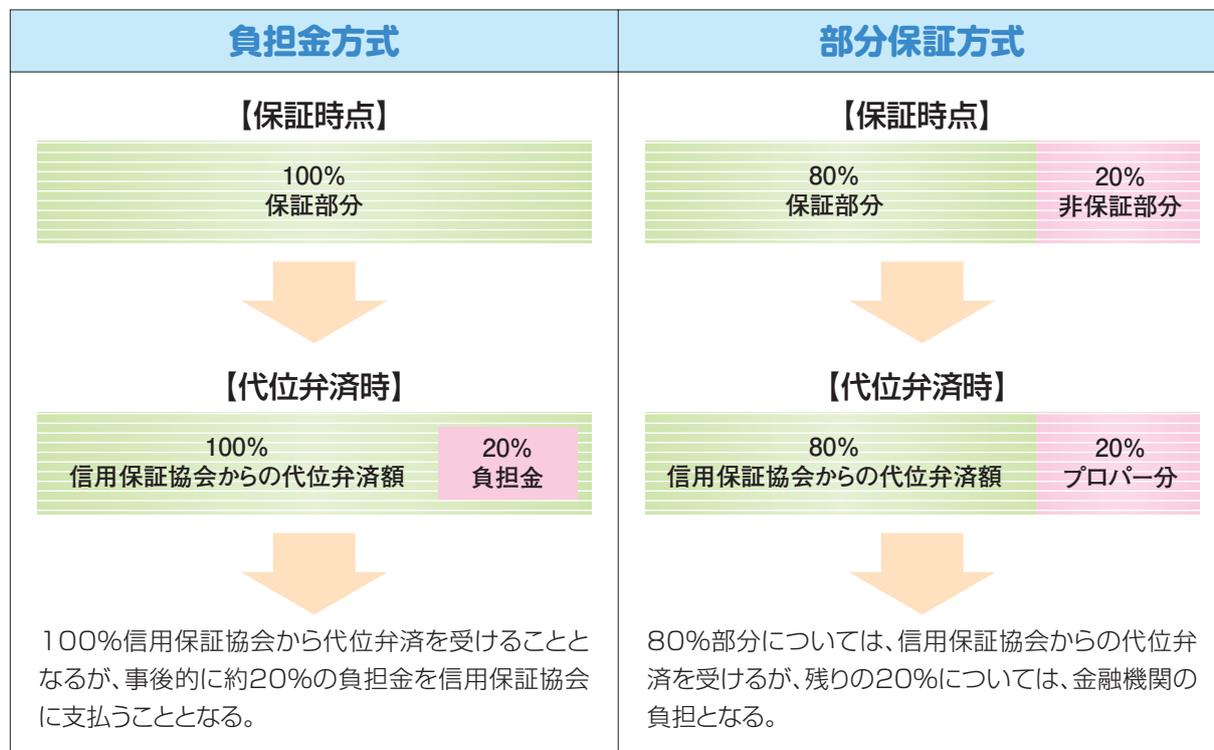
【部分保証方式】

金融機関が行う融資額の一定割合（80%）を保証する方式

$$\text{保証金額} = \text{貸付金額} \times 80\%$$

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が責任共有制度の対象となります。

なお、対象から除かれる主な保証は次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・ 経営安定関連保険（セーフティネット）第1号～第6号にかかる保証
- ・ 創業等関連保険、創業関連保険にかかる保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証
- ・ 小口零細企業保証（下記参照）
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証
（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）

小口零細企業保証の概要

責任共有制度の導入に併せて小規模事業者向けに設けられた全国統一保証制度です。

なお、保証限度額は、お客様の信用保証協会保証付融資残高（根保証の場合は融資極度額、部分保証の場合は融資額）により決まります。

ご利用いただける方	従業員数20人以下（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）の方は従業員数5人以下）
保証限度額	1,250万円 ※既に利用中の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、1,250万円の範囲内
資金使途 保証期間等	運転資金 原則として5年以内 設備資金 原則として7年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付（根保証形式のものは除く）

◆ 信用保証料

信用保証料は、信用保証委託の対価としてお支払いいただく信用保証協会独自のものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料率

信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階（基準料率）となります。最終的な信用保証料率は、個別に中小企業者の定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

保証料率の決定に当たっては、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。

※CRDとは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

（年率：％）

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
特殊保証(注)	責任共有保証料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
	責任共有外保証料率	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

(注) 特殊保証料率は、極度保証（割引）、当座貸越（貸付専用型）根保証および事業者カードローン当座貸越根保証に適用します。

【定性要因による割引】

基準料率から以下の定性要因を加味して料率の割引をします。

(1) 中小企業会計割引…0.1%の割引

国が推進する「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して決算書を作成し、税理士等が確認している中小企業者*1、または保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類を提出した中小企業者*2

※1 責任共有制度対象かつ料率弾力化された保証（特定社債保証および一括支払契約保証を除く）が対象です。

※2 一括支払契約保証を除く保証が対象です。

（株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社・土業法人が対象です。）

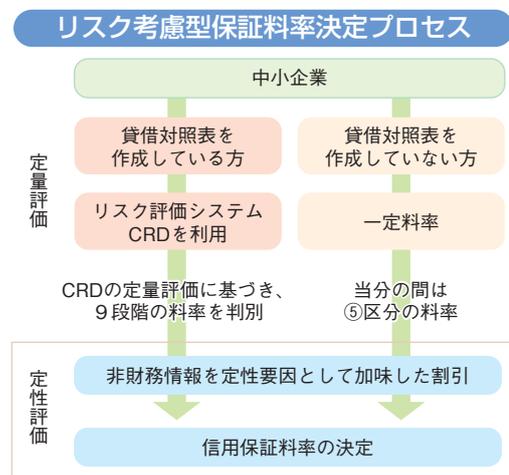
(2) 有担保割引…0.1%の割引

有担保保証を利用する場合

※セーフティネット保証など適用しない制度もあります。

(3) 応援隊割引…0.1%の割引（「小規模企業おうえん資金ベース枠」については0.2%の割引）

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営支援を受け、京都府および京都市の制度融資（「一般資金」、「小規模企業おうえん資金」、「あんしん借換資金（経営力強化保証制度を除く。）」に限る。）を利用する場合



信用保証料の計算式

一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})}$$

均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})} \times \text{分割返済回数別係数}$$



返済回数	2～6回	7～12回	13～24回	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55

分割返済回数別係数とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、保証料を割引くための掛け目のことです。

主な融資制度の保証料率

京都府・京都市の協調融資制度において、下表のとおり基準料率から一部引き下げた料率設定を行い、保証料率が高くなる中小企業者の負担軽減を図っています。



(年率：%)

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
責任共有外保証料率		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
中小企業 支援融資	一般資金（無担保）	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
	小規模企業 おうえん資金	ベース枠	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50	
		ステップアップ枠	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
	あんしん 借換資金	〔緊急枠〕 〔経営力強化 保証制度〕	売上減少等（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
			責任共有	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
		〔セーフティネット枠〕	責任共有外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50
			0.90（セーフティネット保証1～6号） 0.75（セーフティネット保証7・8号）									
	中小企業 下支え資金	一般枠（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45	
		セーフティネット保証枠	0.90（セーフティネット保証1～6号） 0.75（セーフティネット保証7・8号）									
		経営改善 サポート保証枠	責任共有	0.75								
	中小企業 再生支援資金	長期資金	一般枠（無担保）	1.55	1.35	1.20	1.00	0.85	0.85	0.80	0.60	0.45
			短期フォロー アップ資金	一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60
		長期資金 短期フォロー アップ資金	セーフティネット 保証枠	0.90（セーフティネット保証1～6号） 0.75（セーフティネット保証7・8号）								
一般枠（無担保）			1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.90	0.70	0.50	0.35	
災害対策 緊急資金		セーフティネット保証枠	0.90（セーフティネット保証1～6号） 0.75（セーフティネット保証7・8号）									
産業 推進融資	開業・経営承継 支援資金	開業一般型	0.50（創業等）									
		開業支援型	0.50（創業関連）									
		事業転換・多角化（無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
		経営承継一般型（無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
	経営承継支援型（無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45		

(部分について、保証料率を引き下げています。)

◆有担保保証の場合は割引保証料率が適用されるものがあります。

◆ 主な保証制度

(平成27年7月現在)

制度名	保証限度（1企業者あたり）	保証期間	保証料率（年率）
普通保証 通常の事業資金をお求めの方に…	〔一般保証〕 個人・法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕8,000万円	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)
極度保証 継続的に割引・手形貸付をお求めの方に…	〔一般保証〕 個人・法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	2年以内	手形貸付 年0.45%～年1.90% 割引 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
当座貸越（貸付専用型）根保証 当座貸越により反復・継続的な資金をお求めの方に…	2億8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間 もしくは 2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
事業者カードローン 当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、簡易な資金調達をお求めの方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間 もしくは 2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
長期経営資金保証 大口の資金を超長期でお求めの方に…	2億円 (〔一般保証〕の枠内)	運転資金 5年以上15年以内 設備資金 5年以上20年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)
中小企業特定社債保証 直接金融により資金調達の多様化を…	4億5,000万円 保証割合は80%	2年以上 7年以内	年0.45%～年1.90%
流動資産担保融資保証 売掛債権または棚卸資産を活用して資金調達を…	2億円 保証割合は80%	1年間 (個別保証の場合は 1年以内)	年0.68%
創業等関連特別保証 創業を目指す方に…	1,500万円 (〔無担保保証〕の枠内)	10年以内	年1.00%

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。

◆ 主な京都府・京都市協調融資制度

(平成27年7月現在)

	制度名 (対象者)	融資期間	融資限度額	融資利率	
				金利優遇 制度	
中小企業 支援融資	一般資金 (中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	(取扱金融機関が 定める固定金利)	0.2% 引下げ
セーフティネット 経営あんしん 融資	小規模企業 おうえん資金 (小規模企業・小規模組合)	運転・設備 10年以内	ベース枠1,250万円 【小口零細企業保証】 (保証協会の全ての保証付 融資残高を含み1,250万円) ステップアップ枠 1,250万円 (一般枠の無担保保証 8,000万円の範囲内)	事業実績 6か月以上 1年未満 の方は 合計500万円	年1.2% 年1.7% 年1.5%

	制度名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率
					金利優遇 制度
経営あんしん(セーフティネット)融資	あんしん借換資金	緊急枠 (売上減少等の中小企業者・組合) H28.3末まで	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.8%
		経営力強化保証制度 (認定経営革新等支援機関等の支援を受ける中小企業者・組合)	運転5年以内 設備7年以内 借換10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.8%
		セーフティネット枠 (セーフティネット保証の 中小企業者・組合) H28.3末まで	運転・設備 10年以内	【経営安定特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 無担保無保証人1,250万円 (小規模企業者等) (別枠のすべての保証付融資 残高を含み1,250万円)	年1.2% 借換の場合 年1.8%
	中小企業下支え資金 (認定経営革新等支援機関の 支援を得て、企業サポート委 員会の検討に基づき経営改善 計画を作成または決定した中 小企業者・組合)	運転・設備 10年以内 (ただし、特に必要と認め られた場合は15年以内)	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティ ネット保証 または事業 再生計画実 施 関 連 保 証の要件を 満たす方は、 別枠利用可	金融機関の 所定利率
	中小企業再生支援資金 (再生に強い意志を持ち、取扱金融 機関又は京都府中小企業再生支援 協議会の支援を得て再生計画を作 成した中小企業者・組合等)	<長期資金> 10年以内 (ただし、特に必要と認め られた場合は20年以内)	2億円	セーフティ ネット保証 認定を受け た方は別枠 利用可	金融機関の 所定利率
		<短期フォローアップ資金> 1年以内	無担保 8,000万円		
	災害対策緊急資金 (府・市が指定した災害等によ り被害を受けた中小企業 者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティ ネット保証 認定を受け た方は別枠 利用可	年0.9%
産業活力推進融資	開業・経営承継 支援資金 (創業者・経営承継者)	運転・設備 10年以内	開業一般型	【創業等関連特別保証】 1,500万円 事業開始・分社化から6か月未 満の場合は自己資金の範囲内	年1.2% (Aは取扱金融機関が定 める固定金利)
			開業支援型	【創業関連特別保証】 1,000万円 事業転換・多角化の場合は 1,500万円 取扱金融機関独自融資との協 調要件(A)の場合は、独自融 資での借入額の範囲内	
			経営承継一般型	【経営承継関連特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円	
			経営承継支援型	有担保 2億円 無担保 8,000万円	

コンプライアンス態勢

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、コンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めて参ります。

◆ コンプライアンスの基本方針

● 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

● 質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

● 法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等）を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守します。

● 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入（不当要求行為）に対しては、担当者または現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し取り組みます。

● 地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めて参ります。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化および発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

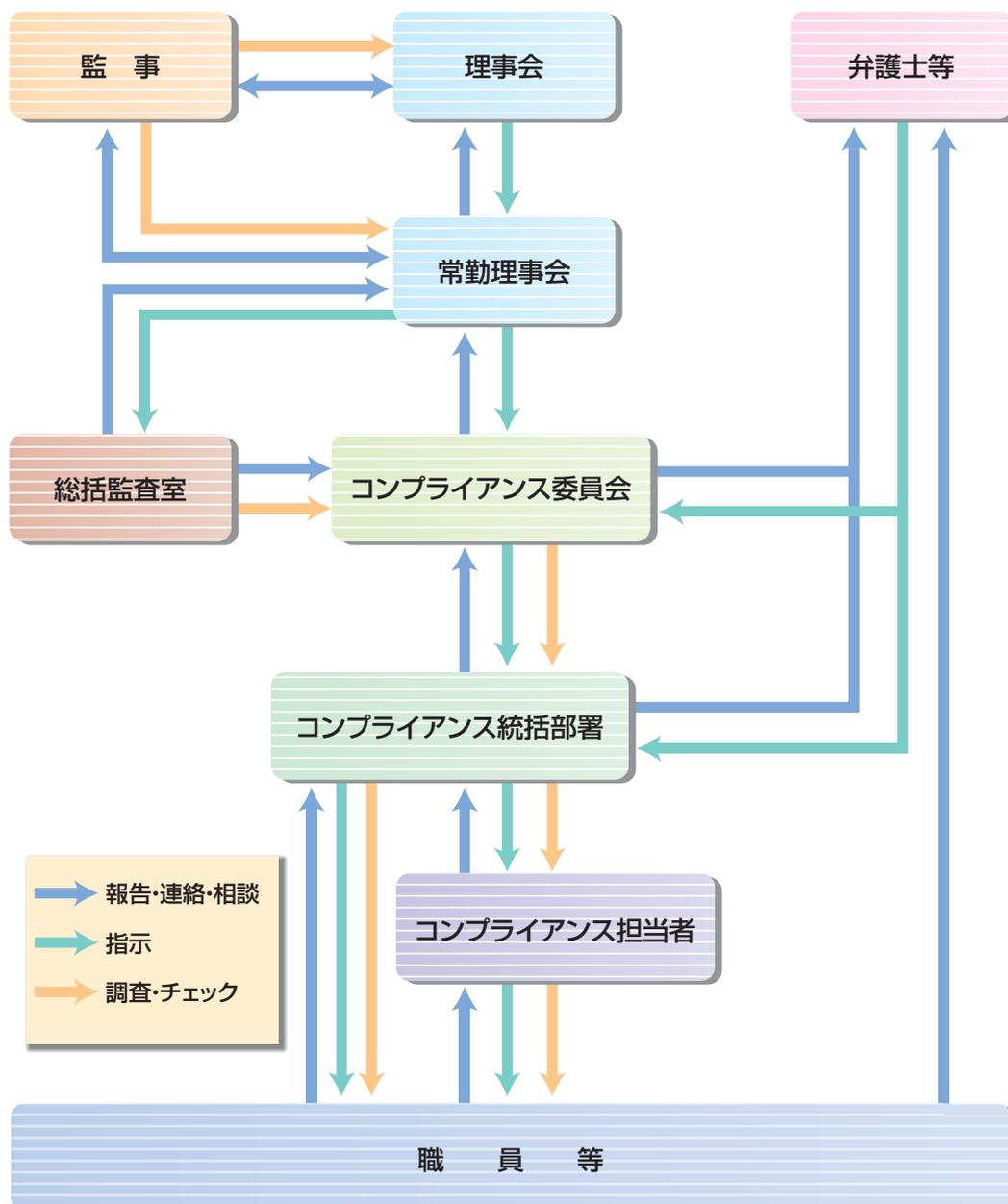
◆ コンプライアンスの取組みについて

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連マニュアル・規程集を配布し、一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しております。

平成26年度においては、外部講師による全体研修のほか、各職場においても定例の勉強会を実施するなど、積極的な取組みを行いました。

これからも一層のコンプライアンス態勢の徹底強化を図って参ります。

◆ コンプライアンス組織体制図



◆ 個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めて参ります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行なわれるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) ご請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものいたします。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。
調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 上記6. 7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

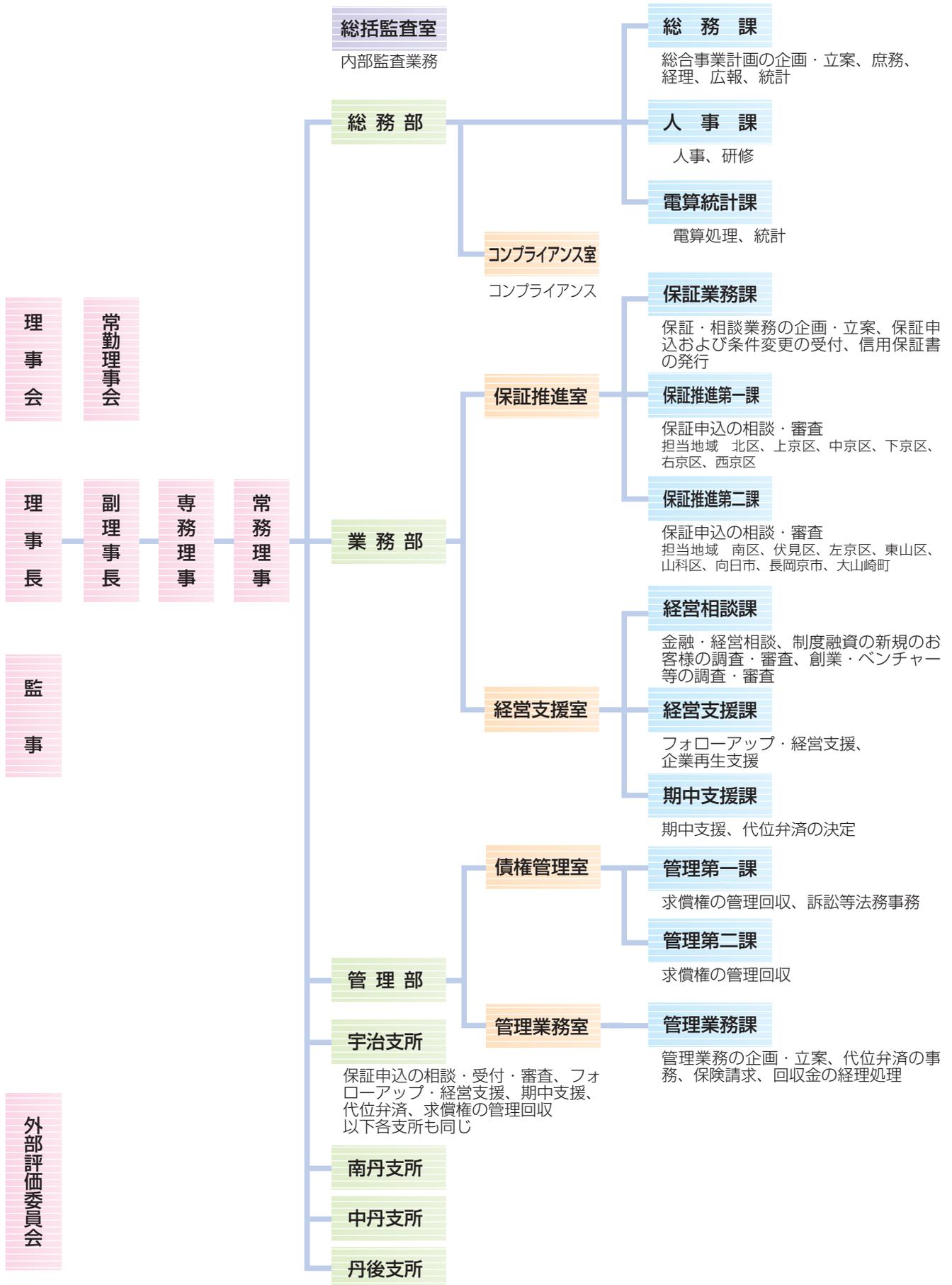
住 所：京都市右京区西院東中水町17番地(西大路通り五条下がる) 京都府中小企業会館内
 《手続に関する質問窓口》 《相談・苦情窓口》
部 署 名：京都信用保証協会総務部 業務部 管理部
電 話 番 号：075(314)7223 075(314)7221 075(314)7225
ホームページ：http://www.kyosinpo.or.jp/

≫ 役員構成

(平成27年9月1日現在)

理事長	麻 生 純	
副理事長	森 井 保 光	
専務理事	嵯 峨 哲 夫	
常務理事	中 西 康 成	
理事(非常勤)	岡 本 圭 司	京都府商工労働観光部長
理事(非常勤)	二 之 湯 真 士	京都府議会農商工労働常任委員長
理事(非常勤)	村 上 圭 子	京都市産業観光局長
理事(非常勤)	樋 口 英 明	京都市会経済総務委員長
理事(非常勤)	山 崎 善 也	京都府市長会監事
理事(非常勤)	汐 見 明 男	京都府町村会長
理事(非常勤)	土 井 伸 宏	京都銀行協会会長
理事(非常勤)	増 田 壽 幸	京都府信用金庫協会会長
理事(非常勤)	布 垣 豊	京都中央信用金庫理事長
理事(非常勤)	森 屋 松 吉	京都北都信用金庫理事長
理事(非常勤)	富 家 政 彦	商工組合中央金庫京都支店長
理事(非常勤)	渡 邊 隆 夫	京都府中小企業団体中央会会長
理事(非常勤)	沖 田 康 彦	京都府商工会連合会会長
理事(非常勤)	岡 野 益 巳	京都商工会議所 中小企業活性化委員会委員長
監事(非常勤)	中 野 淑 夫	公認会計士
監事(非常勤)	田 中 彰 寿	弁護士
監事	千 代 倉 重 雄	

組織機構図



》》 本所・支所のご案内



■ 本所



〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館内
 TEL 075-314-7221 FAX 075-314-2034

■ 業務区域 / 京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡

■ 業務部保証推進室の担当地域

保証推進第一課 / 北区、上京区、中京区、下京区、右京区、西京区
 保証推進第二課 / 南区、伏見区、左京区、東山区、山科区、向日市、
 長岡京市、大山崎町

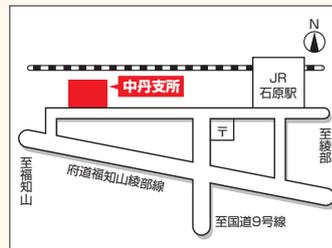
■丹後支所



〒629-2503 京丹後市大宮町周枳2226番地3
TEL 0772-68-0601 FAX 0772-68-0613

■業務区域／宮津市、京丹後市、与謝郡

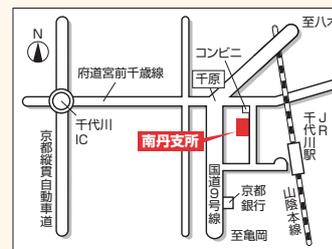
■中丹支所



〒620-0804 福知山市石原2丁目24番地
TEL 0773-27-6156 FAX 0773-27-6158

■業務区域／福知山市、綾部市、舞鶴市

■南丹支所



〒621-0052 亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
TEL 0771-22-1041 FAX 0771-22-6737

■業務区域／亀岡市、南丹市、船井郡

■宇治支所



〒611-0033 宇治市大久保町上の山36番地の7
TEL 0774-43-8822 FAX 0774-43-8899

■業務区域／宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも“じっくり”対応できる体制を整えています。本所または最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。



CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO

<http://www.kyosinpo.or.jp/>